

スポーツ産業の国際展開促進事業
(戦略的プラットフォーム運営、人材等ネットワーク形成支援)
審査基準

I 採択案件の決定方法

提案された企画について、本事業の趣旨に照らし、予算の範囲内において、審査基準に示す各評価項目の得点合計が高いものについて採択案件を決定する。但し、総合計点の半分に満たない団体については採択しない。

II 審査方法

スポーツ庁参事官（国際担当）付技術審査委員会において、提出された企画提案書等にて書類審査を実施する。また、必要に応じて審査期間中に提案の詳細に関する追加資料の提出を求めることがある。

III 評価方法

評価は下記の各評価項目について次の評価基準による5段階評価等とし、技術審査委員会の各委員が各々評価した採点結果の合計を平均したものを当該提案者の得点とする。

[評価項目]

1. 事業実施主体に関する評価

- (1) 事業実施・事業管理に必要な人員・組織体制が整っていること。
- (2) 事業を円滑に遂行するために、実施体制に工夫がなされていること。
- (3) 事業を適切に遂行するために必要な実績・ノウハウ等を有していること。
- (4) 事業を実施するための適切な財政基盤、経理能力を有していること。
- (5) 英語等の外国語を使用した連絡・調整及び事業実施等の体制が整っていること。

2. 事業内容に関する評価

- (1) 公募要領で定める事業内容について全て提案され、実現性・妥当性があること。
- (2) 事業内容が具体的かつ効果的な提案されていること。
- (3) 事業の手順・スケジュールが具体的かつ合理的であること。
- (4) 妥当な経費が示されていること。
- (5) JSPINとして、更なる企業や団体の関心を高め国際展開の機運醸成に寄与するための具体的な計画を提案されていること。
- (6) 効果的な情報発信ができるよう具体的に定性的および定量的（KGI、KPI）な数値目標を提案されていること。
- (7) 国際スポーツビジネス会議等への次世代人材派遣において、具体的な会議体や適切な人材のスキル・経験を提案されていること。
- (8) スポーツ産業の国際展開をテーマにした、ネットワークキングのテーマやスピーカーが具体的に示されていること。

3. ワーク・ライフ・バランス等の推進に関する評価

- (1) ワーク・ライフ・バランス等の推進に関する認定等又は内閣府男女共同参画局長の認定等相当確認を有していること。

〔評価基準〕

評価項目	配点	評価基準				
		大変優れている	優れている	普通	やや劣っている	劣っている
1. (1)	5	5	4	3	2	1
1. (2)	5	5	4	3	2	1
1. (3)	5	5	4	3	2	1
1. (4)	5	5	4	3	2	1
1. (5)	5	5	4	3	2	1
2. (1)	5	5	4	3	2	1
2. (2)	5	5	4	3	2	1
2. (3)	5	5	4	3	2	1
2. (4)	5	5	4	3	2	1
2. (5)	5	5	4	3	2	1
2. (6)	5	5	4	3	2	1
2. (7)	5	5	4	3	2	1
2. (8)	5	5	4	3	2	1
3. (1)	3. 5	<p>以下の認定等の中で該当する最も配点の高い区分により評価を行う。</p> <p>○女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（女性活躍推進法）に基づく認定（えるぼし認定・プラチナえるぼし認定）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・認定段階1（労働時間等の働き方に係る基準は満たすこと。）＝1. 8点 ・認定段階2（労働時間等の働き方に係る基準は満たすこと。）＝2. 7点 ・認定段階3＝3. 3点 ・プラチナえるぼし認定＝3. 5点 ・行動計画策定済（女性活躍推進法に基づく一般事業主行動計画の策定義務がない事業主（常時雇用する労働者の数が100人以下のもの）に限る（計画期間が満了していない行動計画を策定している場合のみ））＝0. 9点 <p>○次世代育成支援対策推進法（次世代法）に基づく認定（くるみん認定・トライくるみん認定・プラチナくるみん認定）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・くるみん認定①（平成29年3月31日までの基準）（次世代法施行規則等の一部を改正する省令（平成29年厚生労働省令第31号。以下「平成29年改正省令」という。）による改正前の次世代法施行規則第4条又は平成29年改正省令附則第2条第3項の規定に基づく認定）＝1. 8点 ・トライくるみん認定＝2. 7点 ・くるみん認定②（平成29年4月1日～令和4年3月31日までの基準）（次世代法施行規則の一部を改正する省令（令和3年厚生労働省令第185号。以下「令和3年改正省令」という。）による改正前の次世代法施行規則第4条又は令和3年改正省令附則第2条第2項の規定に基づく認定（ただし、①の認定を除く。））＝2. 7点 ・くるみん認定③（令和4年4月1日以降の基準）（令和3年改正省令による改正後の次世代法施行規則第4条第1項第1号及び第2号の規定に基づく認定）＝2. 7点 ・プラチナくるみん認定＝3. 5点 <p>○青少年の雇用の促進等に関する法律（若者雇用促進法）に基づく認定</p>				

		<p>・ユースエール認定＝3.3点 ○上記に該当する認定等を有しない＝0点 ※内閣府男女共同参画局長の認定等相当確認を受けている外国法人については、相当する各認定等に準じて評価する。</p>
--	--	---